

# 霧島山の噴火警戒レベル

しんもえだけ  
(新燃岳)

# 噴火警戒レベル

— 火山災害から身を守るために —

## 噴火警報等で発表する 噴火警戒レベル

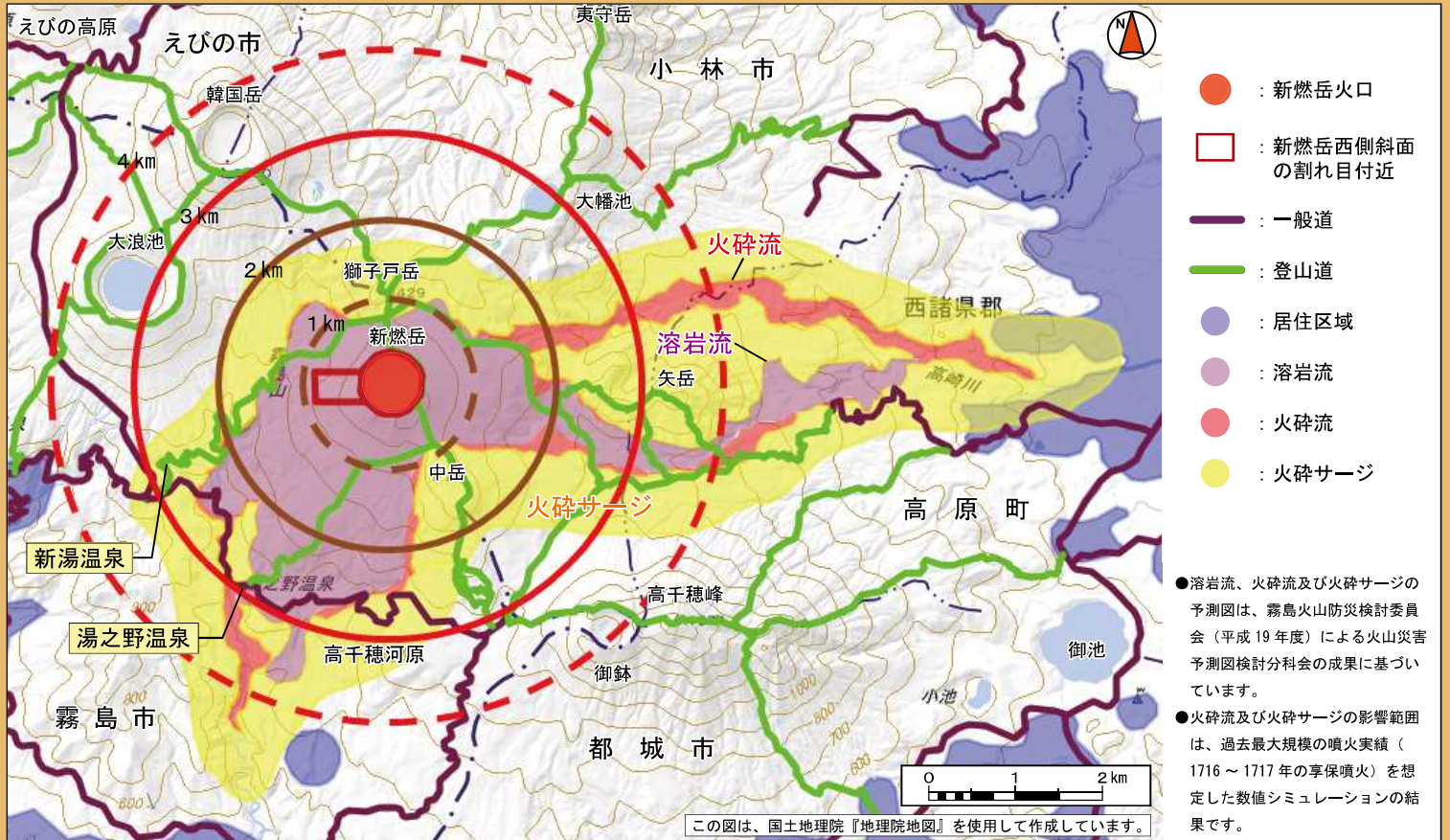
- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。

### ■霧島山(新燃岳) 噴火警戒レベルと防災対応

- この図はレベル2(火口周辺規制)及び3(入山規制)の規制範囲を示しています。
- レベル2及び3は、火山活動の状況により規制範囲が変わります。
- 居住地域まで影響が及ぶ場合は、レベル4(避難準備)又は5(避難)となります。(ただし、新湯温泉及び湯之野温泉では、レベル3で防災対応が必要となります。)



霧島山(新燃岳)火口 2017年10月23日に北西側上空から撮影九州地方整備局の協力による



●噴火警戒レベルに応じて下記のような防災対応がとられています。

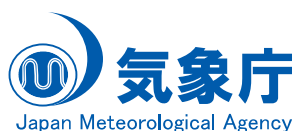
- レベル5(避難): 危険な居住地域からの避難。
- レベル4(避難準備): 警戒が必要な居住地域での避難準備。要配慮者は避難等。
- レベル3(入山規制): 火口から居住地域近くまで立入禁止(規制範囲は火口から概ね3km ○、火山活動の状況により概ね4km ⊙となります)。
- レベル2(火口周辺規制): 火口から概ね2km以内の立入禁止(規制範囲は火口から概ね2km ○、火山活動の状況により概ね1km ⊙となります)。
- レベル1(活火山であることに留意): 火口内、西側斜面の割れ目付近及び火口縁への立入規制等。

■この図は、地元自治体と調整して作成しています。

■各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については宮崎市、小林市、えびの市、都城市、高原町、鹿児島県及び霧島市にお問い合わせください。



本冊子は、植物油インクを使用しています。



### 福岡管区気象台地域火山監視・警報センター

TEL: 092-725-3606 <https://www.jma-net.go.jp/fukuoka/>

■宮崎地方気象台 TEL: 0985-25-4032

<https://www.jma-net.go.jp/miyazaki/>

■鹿児島地方気象台 TEL: 099-250-9916

<https://www.jma-net.go.jp/kagoshima/>

問い合わせ先

